

資料3 - 3	H18.12.25
激変緩和措置等事業者説明会	
千葉市障害者自立支援課	

日中一時支援（日中預かり型）の報酬算定方法

日中一時支援（日中預かり型）のサービスの提供にあたっては、サービス利用計画（本サービスにおいては利用前の口頭の契約が相当。）どおりのサービス提供が原則となります。なお、支給量管理の対象となるサービスについて、やむを得ず時間の端数が生じた場合は、1時間までのサービス提供ごとにコード表に記載の単位数を算定します。

（日中日中基本のサービス提供時間による報酬算定例）

15分 43単位、1時間 43単位、1時間1分 86単位

また、端数を1時間として算定した場合は、支給量管理についても1時間のサービス提供として取り扱います。

（日中日中のサービス提供時間による支給量管理）

15分 1時間、1時間 1時間、1時間1分 2時間

この算定方法及び支給量管理について、利用者に十分説明を行い、理解を得たうえでサービスの提供を行ってください。

（参考）

3 - 1 日中一時支援(日中預かり型) サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	単位数	算定単位
種類	項目				
63	1110	日中日中基本	障害者児が利用した場合	43	1時間につき
63	1120	日中日中遷延性	遷延性意識障害の者が医療機関で利用した場合	85	
63	1130	日中日中重心	重症心身障害者児が医療機関で利用した場合	121	
63	5101	日中日中食事提供加算	低所得者に対し食事を提供した場合	42	1日につき